

介護保険サービス事業

彦根市介護予防・日常生活支援総合
事業における指定第一号通所事業
(総合事業通所介護)

重要事項説明書

お客様

様

事業者

株式会社はえみ

デイサービスはえみ

彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号通所事業（総合事業通所介護）重要事項説明書

<令和6年10月1日現在>

1 総合事業通所介護事業者（法人）の概要

事業者名称	株式会社 はえみ
代表者名	代表取締役 嶋本 隆道
本社所在地 連絡先	(住所) 滋賀県彦根市田附町1227番地 (電話) 0749-20-4876 (FAX) 0749-20-4632
法人設立年月日	平成23年5月2日

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	デイサービスはえみ
事業所番号	滋賀県指定 2570200861
事業所所在地 連絡先	(住所) 滋賀県彦根市田附町1227番地 (電話) 0749-20-4876 (FAX) 0749-20-4632
管理者氏名	嶋本 利佳
相談担当者名	安田 航、 陣野 朋子、 世森 麻希
利用定員	10名（総合事業通所介護を含む）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	デイサービスはえみの従業者が、要支援状態にある利用者（以下利用者」という。）に対し、適正な事業サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	<p>1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に要支援者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。</p> <p>2 総合事業通所介護の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。</p> <p>3 「彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防通所介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防通所介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。</p>

(3)事業の実施地域

事業の実施地域	彦根市
---------	-----

(4)営業日等

営業時間	8：30～17：30
サービス提供時間	9：20～16：35
営業しない日	土曜日、日曜日、12月29日～1月3日

(5)事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		職務内容
		常勤(人)	非常勤(人)	
管理者	1	1		1、従業者の管理および利用申し込みに係る調整、業務実施状況の把握その他の管理を行います 2、従業者に法令等の規定を厳守させるため必要な指揮命令を行います
生活相談員	3		3	1、利用者が有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導等の介護に関する相談および援助等を行います 2、総合事業通所介護計画に従ったサービスの実施状況の記録を行います
看護職員	1		1	1、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護
介護職員	4		4	1、総合事業通所介護計画に基づき、日常生活上の世話および介護を行います
機能訓練指導員	1		1	1、総合事業通所介護計画に基づき、利用者が可能な限り機能訓練を行います
事務職員等	1		1	1、介護給付費等の請求事務および通信連絡事務等を行います

3 サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種類	内容
食事	(食事時間) 12：00～13：00 利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。 食事サービスの利用は任意です。
入浴	入浴又は清拭を行います。 入浴サービスの利用は任意です。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

機能訓練	機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
生活指導	利用者の生活面での指導・援助を行います。 各種レクリエーションを実施します。
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
レクリエーション	楽しみのある生活を送っていただき、心身の活性化のための手助けを行います。
送迎	ご自宅から事業所までの送迎を行います。

イ 費用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割もしくは2割または3割が利用者の負担額となります。

- ・地域密着型通所介護

利用負担が1割の場合（2割、3割の場合は利用者負担額がその割合に変動します）

- ・総合事業通所介護

サービス 内容	7時間以上9時間以内				
	サービス 単位	サービス 利用料金	利用者負担額 1割	利用者負担額 2割	利用者負担額 3割
要支援1	1798単位	18465円/月	1847円/月	3693円/月	5540円/月
要支援2	3621単位	37187円/月	3719円/月	7438円/月	11157円/月

サービス利用料金は単位数から地域加算10.27倍した金額です。

○上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の総合事業通所介護計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

○介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

○介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

(2) 介護保険給付対象外サービス

- 食事の提供に要する費用

食事サービスを受ける方は、食費600円が必要となります。（おやつ代を含む）

- おむつ代

おむつを使用される方は、おむつ代の実費が必要となります。

- 事業の実施地域外の送迎費

2-(3)の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は、通常の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり100円が必要となります。

- その他の費用

総合事業通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、お客様に負担させることが適当と認められる費用は、お客様の負担となります。

(3) 利用料等のお支払方法

毎月、10日頃に前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払ください。

介護職員処遇改善加算

厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして彦根市に届け出た総合事業通所介護事業所が、利用者に対し、総合事業通所介護を行った場合に、以下加算があります。

加算名	加算額	自己負担額
介護職員処遇改善加算Ⅲ	上記により算定した額の8%に当たる額	左記金額の1割若しくは2割または3割

*尚、これらの加算については、加算額の1割若しくは2割または3割が利用者負担となります

(4) その他

事項	内容
総合事業通所介護計画の作成及び事後評価	当事業所の管理者が、利用者の直面している課題等を評価し、お客様の希望を踏まえて、総合事業通所介護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価します
従業員研修	年1回以上、研修を行っています。
サービス第三者評価の実施の有無	無し

4 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 安田 航 ご利用時間 8:30～17:30 ご利用方法 電話(0749-20-4876) 苦情箱(玄関に設置)
彦根市高齢福祉推進課	受付時間:月曜日～金曜日9:00～16:45 電話番号:0749-23-9660
滋賀県国民健康保険団体連合会 (相談専用電話番号)	受付時間:月曜日～金曜日9:00～17:00 電話番号:077-510-6605
県庁医療福祉推進課	受付時間:月曜日～金曜日9:00～17:00 電話番号:077-528-3521
滋賀県社会福祉協議会	受付時間:月曜日～金曜日9:00～17:00 電話番号:077-567-4107

5 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、総合支援通所介護計画を作成した地域包括支援センターへ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、滋賀県、市町村、当該利用者の家族及び当該利用者に係る地域包括支援センターに連絡を行います。

6 非常災害時の対策

当事業所は、消防法で定める防火管理者を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報および避難訓練の実施、消火活動上必要な施設の点検および整備、火気の使用または取扱いに関する監督、避難または防火上必要な構造および設備の維持管理並びにその他防火管理上必要な業務を行い、火災等非常災害時における対策を常に整備

